

令和5年12月13日 開会

令和5年12月 日 閉会

# 令和5年第4回江差町議会定例会 議案

署名議員

署名議員



議案第1号

江差町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
について

江差町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和5年12月13日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

人事院勧告に基づき、期末手当の支給について変更する必要性を生じたことから、条例を改正するもの。

## 江差町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

江差町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和46年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用する。  
（期末手当の割合の特例措置）
- 2 令和5年度に限り、第4条第2項の改正規定中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」に読み替えるものとする。  
（給与の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の江差町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第 2 号

江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例  
について

江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和 5 年 1 2 月 1 3 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

人事院勧告に基づき、期末手当の支給について変更する必要性を生じたことから、条例を改正するもの。

## 江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和40年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の220」を「100分の225」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の割合の特例措置）

2 令和5年度に限り、第4条第2項の改正規定中「100分の225」とあるのは「100分の230」に読み替えるものとする。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の江差町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第3号

江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

江差町職員の給与に関する条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和5年12月13日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

人事院勧告に基づき、期末手当及び勤勉手当の支給等について変更する必要性を生じたことから、条例を改正するもの。

江差町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

江差町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「100分の120」を「100分の122.5」に改め、同条第3項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の67.5」を「100分の68.75」に改める。

第16条第2項中「100分の100」を「100分の102.5」に改め、同条第3項中「100分の100」を「100分の102.5」に、「100分の47.5」を「100分の48.75」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給 料 表

（単位：円）

職員の 区分	級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用以外の職員	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200

21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100
22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000
23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900
24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800
25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700
26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600
27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500
28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400
29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900
30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700
31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500
32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100
33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800
34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100
59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400

60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	411,600
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	411,900
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	412,100
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	412,300
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	412,600
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	412,900
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	413,100
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	413,300
94		295,900	343,600	382,500	394,300	413,600
95		296,200	344,100	382,900	394,600	413,900
96		296,600	344,500	383,300	394,800	414,100
97		296,800	344,700	383,600	395,000	414,300
98		297,100	345,100	384,100	395,300	414,600

99		297,500	345,500	384,500	395,600	414,900
100		297,900	345,800	384,900	395,800	415,100
101		298,100	346,100	385,200	396,000	415,300
102		298,400	346,500	385,700	396,300	415,600
103		298,800	346,900	386,100	396,600	415,900
104		299,100	347,300	386,500	396,800	416,100
105		299,300	347,800	386,800	397,000	416,300
106		299,600	348,200	387,300	397,300	416,600
107		300,000	348,600	387,700	397,600	416,900
108		300,300	349,000	388,100	397,800	417,100
109		300,500	349,500	388,400	398,000	417,300
110		300,900	349,900	388,900	398,300	
111		301,300	350,200	389,300	398,600	
112		301,600	350,500	389,700	398,800	
113		301,800	351,000	390,000	399,000	
114		302,000		390,500		
115		302,300		390,900		
116		302,700		391,300		
117		302,900		391,600		
118		303,100		392,100		
119		303,400		392,500		
120		303,700		392,900		
121		304,100		393,200		
122		304,300		393,700		
123		304,600		394,100		
124		304,900		394,500		
125		305,200		394,800		
126				395,200		
127				395,500		
128				395,700		
129				395,900		
130				396,200		
131				396,500		
132				396,700		
133				396,900		
134				397,200		
135				397,500		
136				397,700		
137				397,900		

	138				398,200		
	139				398,500		
	140				398,700		
	141				398,900		
	142				399,100		
再任用 職員		188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。ただし、第15条第2項及び同条第3項並びに第16条第2項、同条第3項の改正規定は、令和5年12月1日から適用する。

(期末手当及び勤勉手当の割合の特例措置)

- 2 令和5年度に限り、第15条第2項の改正規定中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」に、同条第3項中「100分の68.75」とあるのは「100分の70」と読み替え、第16条第2項中「100分の102.5」とあるのは「100分の105」に、同条第3項中「100分の48.75」とあるのは「100分の50」と読み替えるものとする。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の江差町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第4号

江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和5年12月13日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

人事院勧告に基づき、期末手当の支給について変更する必要性を生じたことから、条例を改正するもの。

## 江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「100分の120」を「100分の122.5」に、「100分の67.5」を「100分の68.75」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行し、令和5年12月1日から適用する。

（期末手当の割合の特例措置）

2 令和5年度に限り、第9条第1項の改正規定中「100分の122.5」とあるのは「100分の125」に、「100分の68.75」を「100分の70」に読み替えるものとする。

（給与の内払）

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の江差町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

議案第5号

江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

江差町国民健康保険税条例の一部を、次のように改正するものとする。

令和5年12月13日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方税法及び同法施行令、同法施行規則の一部改正による国民健康保険税の免除制度新設に伴い、江差町国民健康保険税条例を改正するもの。

## 江差町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

江差町国民健康保険税条例（昭和40年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第23条に次の1項を加える。

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「出産被保険者」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

（1）国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、出産の日。以下同じ。）の属する月（以下「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（2）国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第4条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（3）国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（4）国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（5）国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

（6）国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第24条の3の次に次の1条を加える。

(出産被保険者に係る届出)

第24条の4 国民健康保険税の納税義務者は、出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を町長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）

(2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号

(3) 出産の予定日

(4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別

(5) その他町長が必要と認める事項

2 前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。

(1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類

(2) 多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類

(3) 出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類

3 第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定月の6月前から行うことができる。

4 第1項の規定にかかわらず、町長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の江差町国民健康保険税条例の規定は、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。



議案第6号

江差町公営企業の設置等に関する条例の制定について

江差町公営企業の設置等に関する条例を、次のように定める。

令和5年12月13日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

江差町公共下水道事業が公営企業会計へ移行することに伴い、関係条例を整備するもの。

## 江差町公営企業の設置等に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定に基づき、本町が経営する水道事業及び公共下水道事業（以下「公営企業」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

### (設置)

第2条 生活用水その他の浄水を供給するため、水道事業（法第2条第1項第1号に掲げる水道事業（附帯する飲料水供給施設を含む。）をいう。第4条第2項を除き、以下同じ。）を設置する。

2 下水を排除し、又は処理するため、公共下水道事業（下水道法（昭和33年法律第79号）第3条に基づき市町村が管理等するものをいう。）を設置する。

### (法の適用)

第3条 法第2条第3項及び地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「政令」という。）第1条第2項の規定に基づき、公営企業に法の全部を適用する。

### (経営の基本)

第4条 公営企業は、常に企業の経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならない。

2 水道事業の給水区域等は、次のとおりとする。

ア 給水区域は、字新栄町・字愛宕町・字豊川町・字中歌町・字姥神町・字鷗島・字津花町・字上野町・字本町・字橋本町・字新地町・字茂尻町・字陣屋町・字海岸町・字南浜町字柏町・字伏木戸町・字桧岱・字東山・字円山・字緑丘・字砂川・字萩ノ岱・字南が丘・字楸川町・字大澗町・字泊町・字尾山町・字田沢町・字柳崎町・字水堀町・字五厘沢町・字越前町・字中網町・字小黒部町・字朝日町・字鹹川町とする。

イ 計画給水人口は、13,500人とする。

ウ 計画1日最大給水量は、6,900立方メートルとする。

3 公共下水道事業の事業区域等は、次のとおりとする。

ア 処理区域は、字新栄町・字愛宕町・字豊川町・字東山・字桧岱・字中歌町・字姥神町・字津花町・字上野町・字橋本町・字本町・字新地町・字緑丘・字茂尻町・字円山・字陣屋町・字海岸町・字南浜町・字柏町・字南が丘・字砂川の一部とする。

イ 計画処理面積は、271.0ヘクタールとする。

ウ 計画処理人口は、4,400人とする。

エ 処理施設の名称及び位置等は、次の各号に掲げるとおりとする。

- ① 処理施設の名称 江差・上ノ国下水道管理センター
- ② 位置 江差町字砂川4 1 1 番地6
- ③ 処理方法 オキシデーションディッチ法
- ④ 1日最大計画処理水量 2, 190立方メートル

(組織)

第5条 法第7条ただし書及び政令第8条の2の規定に基づき、公営企業に管理者を置かないものとする。

2 法第14条の規定に基づき、町長が行う管理者の権限に属する事務の一部を処理させるため、公営企業に建設水道課を置く。

(利益処分の方法及び積立金の取崩し)

第6条 毎事業年度生じた利益のうち法第32条第1項の規定により前事業年度から繰り越した欠損金をうめた後の残額及び前事業年度から繰り越した利益のうち法第32条の2の規定により毎事業年度生じた欠損金をうめた後の残額の全部又は一部を次の各号に掲げるいずれかの積立金として積み立てることができる。

- (1) 減債積立金(企業債の償還に充てるための積立金をいう。)
- (2) 利益積立金(欠損金をうめるための積立金をいう。)
- (3) 建設改良積立金(地方公営企業の建設又は改良を行うための積立金をいう。)

2 前項の規定にかかわらず、あらかじめ、議会の議決を経た場合については、積立金を目的以外の用途に使用することができる。

(資本剰余金)

第7条 毎事業年度生じた資本剰余金は、その源泉別に該当内容を示す名称を付した科目に積み立てなければならない。

2 資本剰余金は次の各号に掲げる方法により処分するものとする。

- (1) 欠損金の残額をうめるため、資本剰余金を取り崩す方法
- (2) 資本剰余金に整理すべき資本的支出に充てるために交付された補助金、負担金その他これに類する金銭又は物件(以下「補助金等」という。)をもつて取得した資産で、当該資産の取得に要した価額からその取得のために充てた補助金等の金額に相当する金額(物件にあつては、その適正な見積価額をいう。)を控除した金額を帳簿原価または帳簿価額とみなして減価償却を行うもののうち、減価償却を行わなかつた部分に相当するものが滅失し、又はこれを譲渡し、撤去し、もしくは廃棄した場合において、損失を生じたときは、当該損失をうめるため、当該資本剰余金を取り崩す方法

(重要な資産の取得及び処分)

第8条 法第33条第2項の規定により、予算で定めなければならない公営企業の用に供する資産の

取得及び処分は、予定価格（適正な対価を得てする売払い以外の方法による譲渡にあつては、その適正な見積価格）が7,000,000円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは譲渡（不動産の信託の場合を除き、土地については、1件5,000平方メートル以上のものに限る。）又は、不動産の信託の受益権の買入れ若しくは譲渡とする。

（議会の同意を要する賠償責任の免除）

第9条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の8第8項の規定により、公営企業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100,000円以上である場合とする。

（議会の議決を要する負担付きの寄附の受領等）

第10条 公営企業の業務に関し、法第40条第2項の規定に基づき条例で定めるものは、負担付き寄附又は贈与の受領で負担額が150,000円以上のもの及び法律上、町の義務に属する損害賠償の額の決定で当該決定に係る金額が150,000円以上のものとする。

（業務状況説明書類の提出）

第11条 管理者の権限を行う町長は、公営企業に関し法第40条の2第1項の規定に基づき、毎事業年度4月1日から9月30日までの業務の状況を説明する書類を11月30日までに、10月1日から3月31日までの業務の状況を説明する書類を5月31日までに町長に提出しなければならない。

2 前項の業務の状況を説明する書類には、次の各号に掲げる事項を記載するとともに11月30日までに提出する書類においては、前事業年度の決算の状況を、5月31日までに提出する書類においては、同日の属する事業年度の予算概要及び事業の経営方針をそれぞれ明らかにしなければならない。

（1）事業の概要

（2）経理の状況

（3）前2号に掲げたもののほか公営企業の経営状況を明らかにするため管理者の権限を行う町長が必要と認める事項

3 天災、その他やむをえない事故により、第1項に定める期日までに同項の業務の状況を説明する書類を提出することができなかつた場合においては、管理者の権限を行う町長はできるだけすみやかにこれを提出しなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（江差町水道事業の設置等に関する条例及び江差町公共下水道設置条例の廃止）

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 江差町水道事業の設置等に関する条例（昭和42年江差町条例第16号）
- (2) 江差町公共下水道設置条例（平成14年江差町条例第15号）



議案第7号

江差町公営企業職員の給与に関する条例の制定について

江差町公営企業職員の給与に関する条例を、次のように定める。

令和5年12月13日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

江差町公共下水道事業が公営企業会計へ移行することに伴い、関係条例を整備するもの。

## 江差町公営企業職員の給与に関する条例

### (目的)

第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第38条第4項の規定に基づき、江差町公営企業職員（以下「職員」という。）の給与の種類及び基準を定めることを目的とする。

### (給与の種類)

第2条 職員で常時勤務を要するものの給与の種類は、給料及び手当とする。

2 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて、手当を除いた金額とする。

3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、寒冷地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、及び退職手当とする。

### (給与の基準及び支給方法等)

第3条 職員の給与の基準及び支給方法等は、江差町職員の給与に関する条例（昭和26年条例第1号）、江差町職員の特殊勤務手当支給に関する条例（昭和35年条例第3号）、江差町職員に対する寒冷地手当支給に関する条例（昭和39年条例第25号）を準用する。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

#### (江差町水道事業職員の給与に関する条例の廃止)

2 江差町水道事業職員の給与に関する条例（昭和42年江差町条例第3号）は、廃止する。

議案第8号

江差町公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例の制定について

江差町公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例を、次のように定める。

令和5年12月13日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

江差町公共下水道事業が公営企業会計へ移行することに伴い、江差町公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例を定めるもの。

## 江差町公共下水道事業特別会計条例を廃止する条例

江差町公共下水道事業特別会計条例（平成12年条例第15号）は廃止する。

### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

## 議案第9号

令和5年度江差町一般会計補正予算（第9号）について

令和5年度江差町一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ18,529千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,806,791千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

令和5年12月13日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和5年度江差町一般会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加、減額、変更をする必要が生じたことによる。



令和5年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	財産管理費	役場庁舎管理	400					400	
民生費	介護支援施設費	在宅型総合福祉施設管理	1,902					1,902	
教育費	学校管理費	小学校管理	2,856					2,856	
教育費	学校管理費	中学校管理	832					832	
燃料費・電気料高騰分補正 計			5,990	0	0	0	0	5,990	
議会費～教育費		職員人件費等(人事院勧告等影響分)	14,411					14,411	
議会費～教育費		会計年度任用職員人件費等(人事院勧告等影響分)	16,290					16,290	
議会費～教育費		退職手当組合負担金	▲ 29,688					▲ 29,688	
民生費	社会福祉総務費	国民健康保険費特別会計繰出(人事院勧告等影響分)	▲ 1,813					▲ 1,813	
民生費	社会福祉総務費	国民健康保険費特別会計繰出(退職手当組合負担金分)	▲ 1,373					▲ 1,373	
民生費	老人福祉費	介護保険特別会計繰出金(人事院勧告等影響分)	1,731					1,731	
民生費	老人福祉費	介護保険特別会計繰出金(退職手当組合負担金分)	▲ 2,295					▲ 2,295	
土木費	公共下水道費	公共下水道事業特別会計繰出金(人事院勧告等影響分)	174					174	
土木費	公共下水道費	公共下水道事業特別会計繰出金(退職手当組合負担金分)	▲ 358					▲ 358	
消防費	常備消防費	行政組合分担金(常備消防費)(人事院勧告等影響分)	5,001					5,001	
人件費関係分 計			2,080	0	0	0	0	2,080	
総務費	交通安全対策費	交通安全指導兼災害対応公用車購入	▲ 432					▲ 432	

令和5年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	諸費	石川県珠洲市交流事業	▲ 732					▲ 732	
総務費	戸籍住民登録費	戸籍システム・住基システム改修(法改正対応)	0	4,829				▲ 4,829	財源更正
総務費	北海道知事・北海道議会議員選挙費	北海道知事・北海道議会議員選挙	▲ 1,613		▲ 1,613				
総務費	江差町議会議員選挙費	江差町議会議員選挙	▲ 8,629					▲ 8,629	
民生費	社会福祉総務費	子どもの未来応援事業	▲ 2,000				▲ 2,000		
衛生費	保健衛生総務費	厚沢部町簡易水道施設更新事業負担金	▲ 344					▲ 344	
衛生費	予防費	母子保健(定期予防接種)	▲ 1,493					▲ 1,493	
商工費	商工業振興費	産業資金貸付	▲ 6,000				▲ 6,000		
土木費	公共下水道費	公共下水道事業特別会計繰出金	▲ 6,830					▲ 6,830	
減額補正・財源更正 計			▲ 28,073	4,829	▲ 1,613	0	▲ 8,000	▲ 23,289	
総務費	財産管理費	公用車管理(福祉バス修繕)	401					401	
総務費	企画費	江差町企業版ふるさと納税地方創生基金積立	500				500		
総務費	企画費	生活交通路線等維持費補助	17,714					17,714	
総務費	諸費	令和4年度障害者自立支援給付費国庫負担金返還	4,051					4,051	
総務費	諸費	令和4年度障害児入所給付費等国庫負担金返還	306					306	
総務費	戸籍住民登録費	マイナンバーカード振り仮名及びローマ字表記対応システム改修	2,987	2,987					
民生費	老人福祉費	介護保険特別会計繰出金	2,243					2,243	

令和5年度 一般会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
民生費	児童福祉総務費	第3期子ども・子育て支援事業計画策定に関する生活実態調査	1,705					1,705	
衛生費	予防費	不妊治療助成拡大事業	250		87			163	
土木費	住宅管理費	公営住宅維持管理	578					578	
教育費	教育振興費	小学校用指導用教科書購入	6,797					6,797	
教育費	保健体育総務費	生涯スポーツ推進(スポーツ少年団補助)	1,000				1,000		
一般事業補正 計			38,532	2,987	87		1,500	33,958	
計			18,529	7,816	▲ 1,526	0	▲ 6,500	18,739	

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
10地 方 交 付 税		2,651,156	16,773	2,667,929
	1地 方 交 付 税	2,651,156	16,773	2,667,929
13国 庫 支 出 金		924,823	7,816	932,639
	2国 庫 補 助 金	539,563	7,816	547,379
14道 支 出 金		296,665	1,526	295,139
	2道 補 助 金	51,852	87	51,939
	3委 託 金	17,504	1,613	15,891
16寄 附 金		210,601	1,500	212,101
	1寄 附 金	210,601	1,500	212,101
17繰 入 金		634,800	34	634,766
	1基 金 繰 入 金	634,800	2,000	632,800
	2特 別 会 計 繰 入 金	0	1,966	1,966
19諸 収 入		101,076	6,000	95,076
	3貸 付 金 元 利 収 入	49,676	6,000	43,676
歳 入 合 計		6,788,262	18,529	6,806,791

## 歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1議 会 費		66,718	1,884	64,834
	1議 会 費	66,718	1,884	64,834
2総 務 費		1,794,461	10,336	1,804,797
	1総 務 管 理 費	1,729,517	17,885	1,747,402
	3戸 籍 住 民 登 録 費	13,979	2,987	16,966
	4選 挙 費	28,741	10,437	18,304
	6監 査 委 員 費	2,971	99	2,872
3民 生 費		1,602,979	1,529	1,604,508
	1社 会 福 祉 費	1,273,954	1,605	1,272,349
	2児 童 福 祉 費	329,025	3,134	332,159
4衛 生 費		588,353	1,587	586,766
	1保 健 衛 生 費	588,353	1,587	586,766
6農 林 水 産 業 費		232,309	190	232,119
	1農 業 費	134,593	190	134,403
7商 工 費		275,490	6,000	269,490
	1商 工 費	275,490	6,000	269,490
8土 木 費		830,649	6,436	824,213
	5都 市 計 画 費	169,600	7,014	162,586
	6住 宅 費	89,097	578	89,675
9消 防 費		254,811	5,001	259,812
	1消 防 費	254,811	5,001	259,812
10教 育 費		564,461	17,760	582,221
	1教 育 総 務 費	171,245	6,275	177,520
	2小 学 校 費	137,520	9,653	147,173
	3中 学 校 費	63,983	832	64,815

款	項	補正前の額	補正額	計
	5保健体育費	105,753	1,000	106,753
歳出	合計	6,788,257	18,529	6,806,786

第2表 繰越明許費補正

(追加)

単位：千円

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	陣屋・円山地区町有地法面崩落防止	70,000
総務費	戸籍住民登録費	戸籍システム・住基システム改修（法改正対応）	4,829
総務費	戸籍住民登録費	マイナンバーカード振り仮名及びローマ字表記対応システム改修	2,987
民生費	児童福祉費	第3期子ども・子育て支援事業計画策定に関する生活実態調査	1,705
土木費	道路橋梁費	橋梁長寿命化補修対策	193,600

第3表 債務負担行為補正

(追加)

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額
役場庁舎警備委託	令和5年度～令和6年度	13,354
役場庁舎清掃委託	令和5年度～令和6年度	3,907
ふるさと応援寄附金対策	令和5年度～令和6年度	江差町がふるさと納税事業に伴い事業者に支払う経費
在宅型総合福祉施設清掃委託	令和5年度～令和6年度	2,826
英語指導助手移動車両リース	令和5年度～令和6年度	400



# 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	2,651,156	16,773	2,667,929
13 国庫支出金	924,823	7,816	932,639
14 道支出金	296,665	1,526	295,139
16 寄附金	210,601	1,500	212,101
17 繰入金	634,800	34	634,766
19 諸収入	101,076	6,000	95,076
歳入合計	6,788,262	18,529	6,806,791

## (歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
議会費	66,718	1,884	64,834				1,884
総務費	1,794,461	10,336	1,804,797	6,203		500	3,633
民生費	1,602,979	1,529	1,604,508			2,000	3,529
衛生費	588,353	1,587	586,766	87			1,674
農林水産業費	232,309	190	232,119				190
商工費	275,490	6,000	269,490			6,000	
土木費	830,649	6,436	824,213				6,436
消防費	254,811	5,001	259,812				5,001
10教育費	564,461	17,760	582,221			1,000	16,760
歳出合計	6,788,257	18,529	6,806,786	6,290	0	6,500	18,739

## ( 2 ) 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	2,651,156	16,773	2,667,929
1 地方交付税	2,651,156	16,773	2,667,929
1 地方交付税	2,651,156	16,773	2,667,929
13 国庫支出金	924,823	7,816	932,639
2 国庫補助金	539,563	7,816	547,379
1 総務費国庫補助金	141,700	7,816	149,516
14 道支出金	296,665	1,526	295,139
2 道補助金	51,852	87	51,939
2 衛生費道費補助金	3,393	87	3,480
3 委託金	17,504	1,613	15,891
1 総務費委託金	16,238	1,613	14,625
16 寄附金	210,601	1,500	212,101
1 寄附金	210,601	1,500	212,101
1 寄附金	210,601	1,500	212,101
17 繰入金	634,800	34	634,766
1 基金繰入金	634,800	2,000	632,800
4 ふるさと応援基金繰入金	173,700	2,000	171,700
2 特別会計繰入金	0	1,966	1,966
3 公共下水道事業特別会計繰入金	0	1,966	1,966
19 諸収入	101,076	6,000	95,076
3 貸付金元利収入	49,676	6,000	43,676
1 貸付金元利収入	49,676	6,000	43,676
歳入合計	6,788,262	18,529	6,806,791

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	地方交付税	16,773	普通交付税
2	戸籍住民登録費補助金	7,816	社会保障・税番号制度システム整備費補助
1	保健衛生費補助金	87	北海道不妊治療等助成事業補助
3	選挙費委託金	1,613	北海道知事・北海道議会議員選挙
1	寄附金	1,500	指定寄附金（社会教育） 企業版ふるさと納税
			1,000 500
1	ふるさと応援基金繰入金	2,000	子どもの未来応援事業
1	公共下水道事業特別会計繰入金	1,966	公共下水道事業特別会計繰入金
2	商工費貸付金償還金	6,000	産業資金貸付金

## ( 3 ) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 議会費	66,718	1,884	64,834				1,884
1 議会費	66,718	1,884	64,834				1,884
1 議会費	66,718	1,884	64,834				1,884
2 総務費	1,794,461	10,336	1,804,797	6,203		500	3,633
1 総務管理費	1,729,517	17,885	1,747,402			500	17,385
1 一般管理費	693,737	4,323	689,414				4,323
5 財産管理費	126,584	801	127,385				801

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
2	給料	258	一般職 会計年度任用職員 402 144
3	職員手当等	1,470	扶養手当 住居手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当組合負担金 会計年度任用職員 時間外勤務手当 期末手当 退職手当組合負担金 394 285 50 369 170 135 639 7 20 125
4	共済費	156	共済組合負担金 共済組合負担金（会計年度） 157 1
1	報酬	116	会計年度任用職員報酬
2	給料	5,829	一般職 会計年度任用職員 5,396 433
3	職員手当等	12,104	扶養手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 寒冷地手当 退職手当組合負担金 会計年度任用職員 通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 退職手当組合負担金 1,332 210 212 50 1,220 2,748 2,348 48 16,452 27 95 123 3,541
4	共済費	1,836	共済組合負担金 非常勤職員公務災害補償保険 会計年度任用職員 共済組合負担金 1,719 5 112
10	需用費	801	燃料費 修繕料 400 401

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
6 企画費	849,334	18,214	867,548			500	17,714
7 交通安全対策費	8,051	432	7,619				432
10 諸費	27,599	3,625	31,224				3,625
3 戸籍住民登録費	13,979	2,987	16,966	7,816			4,829
1 戸籍住民登録費	13,979	2,987	16,966	7,816			4,829
4 選挙費	28,741	10,437	18,304	1,613			8,824
1 選挙管理委員会費	10,779	195	10,584				195
2 北海道知事・北海道議会議員選挙費	5,262	1,613	3,649	1,613			
3 江差町議会議員選挙費	12,700	8,629	4,071				8,629

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
18	負担金補助及び交付金	17,714	生活交通路線等維持費補助
24	積立金	500	江差町企業版ふるさと納税地方創生基金積立
10	需用費	14	消耗品費
11	役務費	10	車両関係手数料 保険料(自動車損害保険料)
17	備品購入費	436	交通安全指導兼災害対応公用車
8	旅費	732	職員旅費 嘱託旅費
22	償還金利子及び割引料	4,357	令和4年度障害者自立支援給付費国庫負担金返還 4,051 令和4年度障害児入所給付費等国庫負担金返還 306
12	委託料	2,987	システム改修委託
2	給料	13	一般職
3	職員手当等	278	期末手当 勤勉手当 退職手当組合負担金
4	共済費	70	共済組合負担金
1	報酬	62	投開票管理者等
3	職員手当等	1,021	時間外勤務手当 管理職特別勤務手当 会計年度任用職員 時間外勤務手当
10	需用費	162	消耗品費
11	役務費	368	通信運搬費 郵便料・送料
1	報酬	510	投開票管理者等
3	職員手当等	3,461	時間外勤務手当 管理職特別勤務手当 会計年度任用職員 時間外勤務手当
10	需用費	108	食糧費

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
項							
目							
6 監査委員費	2,971	99	2,872				99
1 監査委員費	2,971	99	2,872				99
3 民生費	1,602,979	1,529	1,604,508			2,000	3,529
1 社会福祉費	1,273,954	1,605	1,272,349			2,000	395
1 社会福祉総務費	167,752	5,186	162,566			2,000	3,186
3 老人福祉費	485,274	1,679	486,953				1,679
6 介護支援施設費	23,672	1,902	25,574				1,902
2 児童福祉費	329,025	3,134	332,159				3,134
1 児童福祉総務費	180,478	2,091	182,569				2,091

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
11	役 務 費	226	通信運搬費 郵便料・送料 手数料 その他
			118 108
12	委 託 料	321	投票用紙交付機保守
15	原 材 料 費	414	ポスター掲示場作成材料
18	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	3,589	候補者ハガキ交付 選挙運動用自動車使用料 選挙運動用自動車燃料代 選挙運動用自動車運転手雇用費 選挙運動用チラシ作成費 選挙運動用ポスター作成費
			690 966 558 838 173 364
2	給 料	10	一般職
3	職 員 手 当 等	112	扶養手当 退職手当組合負担金
			25 87
4	共 済 費	3	共済組合負担金
18	負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	2,000	学習支援費用助成
27	繰 出 金	3,186	国民健康保険費特別会計繰出金
27	繰 出 金	1,679	介護保険特別会計繰出金
10	需 用 費	1,902	燃料費 光熱水費
			1,140 762
1	報 酬	715	会計年度任用職員報酬
2	給 料	6	一般職
3	職 員 手 当 等	96	退職手当組合負担金 会計年度任用職員 期末手当
			167 71
4	共 済 費	239	共済組合負担金 会計年度任用職員 社会保険料
			4 243
12	委 託 料	1,705	生活実態調査委託

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
3 常設保育所費	147,394	1,043	148,437				1,043
4 衛生費	588,353	1,587	586,766	87			1,674
1 保健衛生費	588,353	1,587	586,766	87			1,674
1 保健衛生総務費	442,046	344	441,702				344
2 予防費	107,898	1,243	106,655	87			1,330
6 農林水産業費	232,309	190	232,119				190
1 農業費	134,593	190	134,403				190
1 農業委員会費	19,363	190	19,173				190
7 商工費	275,490	6,000	269,490			6,000	
1 商工費	275,490	6,000	269,490			6,000	
2 商工業振興費	127,029	6,000	121,029			6,000	
8 土木費	830,649	6,436	824,213				6,436
5 都市計画費	169,600	7,014	162,586				7,014
4 公共下水道費	161,277	7,014	154,263				7,014
6 住宅費	89,097	578	89,675				578

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
1	報酬	3,439	会計年度任用職員報酬
2	給料	310	一般職 会計年度任用職員
3	職員手当等	3,306	期末手当 194 勤勉手当 182 退職手当組合負担金 2,272 会計年度任用職員 時間外勤務手当 111 期末手当 374 退職手当組合負担金 1,673
4	共済費	600	共済組合負担金 107 会計年度任用職員 共済組合負担金 493
18	負担金補助及び交付金	344	厚沢部町簡易水道施設更新事業負担金
12	委託料	1,493	定期予防接種委託
18	負担金補助及び交付金	250	不妊治療費助成（先進医療分）
2	給料	26	一般職
3	職員手当等	287	期末手当 34 勤勉手当 28 退職手当組合負担金 349
4	共済費	71	共済組合負担金
20	貸付金	6,000	産業資金貸付
27	繰出金	7,014	公共下水道事業特別会計繰出金

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 住宅管理費	89,097	578	89,675				578
9 消防費	254,811	5,001	259,812				5,001
1 消防費	254,811	5,001	259,812				5,001
1 常備消防費	206,968	5,001	211,969				5,001
10 教育費	564,461	17,760	582,221			1,000	16,760
1 教育総務費	171,245	6,275	177,520				6,275
2 事務局費	169,714	6,275	175,989				6,275
2 小学校費	137,520	9,653	147,173				9,653
1 学校管理費	112,841	2,856	115,697				2,856
2 教育振興費	10,685	6,797	17,482				6,797
3 中学校費	63,983	832	64,815				832
1 学校管理費	43,937	832	44,769				832
5 保健体育費	105,753	1,000	106,753			1,000	
1 保健体育総務費	70,998	1,000	71,998			1,000	
歳出合計	6,788,257	18,529	6,806,786	6,290	0	6,500	18,739

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
10	需用費	578	修繕料
18	負担金補助及び交付金	5,001	檜山広域行政組合分担金
1	報酬	4,917	会計年度任用職員報酬
2	給料	3,319	一般職 会計年度任用職員
			186 3,133
3	職員手当等	3,309	扶養手当 住居手当 通勤手当 時間外勤務手当 管理職手当 期末手当 勤勉手当 退職手当組合負担金 会計年度任用職員 通勤手当 時間外勤務手当 期末手当 退職手当組合負担金
			654 270 136 700 369 30 5 2,650 48 154 965 1,404
4	共済費	1,348	共済組合負担金 会計年度任用職員 共済組合負担金
			224 1,124
10	需用費	2,856	光熱水費
17	備品購入費	6,797	小学校用指導用教科書
10	需用費	832	光熱水費
18	負担金補助及び交付金	1,000	スポーツ少年団活動補助（指定寄附分）

## (3) 給与費明細書

## 1. 特別職

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費							共 済 費 (千円)	合 計 (千円)		
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期 末 手 当 (千円) 年間支給率 (月分)	地 域 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	そ の 他 の 手 当 (千円)	計 (千円)				
補 正 前	長 等	3		20,976	7,692 4.40			291	7,892	36,851	5,860	42,711
	議 員	12	26,466		5,288 2.40					31,754	8,428	40,182
	そ の 他 の 特 別 職	348	15,603							15,603		15,603
	計	363	42,069	20,976	12,987			291	7,892	84,208	14,288	98,496
補 正 額	長 等				174 4.40					174	▲11	163
	議 員											
	そ の 他 の 特 別 職		▲572							▲572		▲572
	計		▲572		178					▲398	▲11	▲409
補 正 後	長 等	3		20,976	7,866 8.80			291	7,892	37,025	5,849	42,874
	議 員	12	26,466		5,288 2.40					31,754	8,428	40,182
	そ の 他 の 特 別 職	348	15,031							15,031		15,031
	計	363	41,497	20,976	13,165			291	7,892	83,810	14,277	98,087

## 2. 一般職

## (1) 総括

## ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	95		343,751	260,405	604,156	111,649	715,805	
補 正 額			5,412	▲19,142	▲13,730	2,046	▲11,684	
補 正 後	95		349,163	241,263	590,426	113,695	704,121	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)
		補 正 前	9,026	6,616	73,056	59,967	12,149	30,219	2,174	6,204
補 正 額	259	48	2,688	2,453	482	▲2,571	▲76	225		
補 正 後	9,285	6,664	75,744	62,420	12,631	27,648	2,098	6,429	6,500	
区 分	宿 直 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	退 職 手 当 組 合 負 担 金 (千円)	備 考					
補 正 前				948	53,546					
補 正 額				▲503	▲22,945					
補 正 後				445	30,601					

## イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 前	110	65,723	101,428	43,761	210,912	34,728	245,640	
補 正 額		9,187	3,843	▲5,678	7,352	1,487	8,839	
補 正 後	110	74,910	105,271	38,083	218,264	36,215	254,479	

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	寒 冷 地 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	時 間 外 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)
		補 正 前				17,000			9,770	3,009
補 正 額				1,553			▲563	75		
補 正 後				18,553			9,207	3,084		750
区 分	宿 直 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	退 職 手 当 組 合 負 担 金 (千円)	備 考					
補 正 前				17,402						
補 正 額				▲6,743						
補 正 後				10,659						

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	5,412	給与改定に伴う増減分	5,981	人事院勧告に伴う増額	給料表の改定(平均0.3%)
		昇給に伴う増減分			
		その他の増減分	▲402	人事異動等による減額	
職 員 手 当	▲19,142	制度改正に伴う増減分	5,315	人事院勧告に伴う増額	給料の増額改定に伴う増額及び 勤勉手当支給率0.10月引上げ
		その他の増減分	▲24,457	人事異動等による減額、 退職手当組合負担金減による減額	

(4) 債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

単位：千円

事項	限度額	前年度末までの支出（見込）額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特定財源			一般財源
						国 道 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
役場庁舎警備委託	13,354			令和5 ～ 6	13,354				13,354
役場庁舎清掃委託	3,907			令和5 ～ 6	3,907				3,907
ふるさと応援寄附金対策	江差町がふるさと納税事業に伴い事業者に支払う経費			令和5 ～ 6	限度額に同じ				限度額に同じ
在宅型総合福祉施設清掃委託	2,826			令和5 ～ 6	2,826			1,376	1,450
英語指導助手移動車両リース	400			令和5 ～ 6	400				400

議案第 10 号

令和 5 年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 5 年度江差町国民健康保険費特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ 3, 1 8 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 8 0 3, 0 0 2 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 1 2 月 1 3 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和 5 年度江差町国民健康保険費特別会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加、減額する必要が生じたことによる。



令和5年度 国民健康保険費特別会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費	一般管理費	職員人件費等(人事院勧告等影響分)	404				404		
総務費～保健事業費		会計年度任用職員人件費等	▲ 2,217				▲ 2,147	▲ 70	
総務費～保健事業費		退職手当組合負担金	▲ 1,373				▲ 1,370	▲ 3	
計			▲ 3,186				▲ 3,113	▲ 73	

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
7歳入金		114,025	3,186	110,839
	1一般会計繰入金	100,555	3,113	97,442
	2基金繰入金	13,470	73	13,397
歳入合計		806,188	3,186	803,002

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1総務費		44,428	3,113	41,315
	1総務管理費	29,907	3,116	26,791
	2徴収費	4,437	11	4,448
	4対策事業費	9,920	8	9,912
5保健事業費		21,921	73	21,848
	2特定健康診査等事業費	10,797	73	10,724
歳出合計		806,188	3,186	803,002

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
7 繰入金	114,025	3,186	110,839
歳入合計	806,188	3,186	803,002

(歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
総務費	44,428	3,113	41,315			3,113	
保健事業費	21,921	73	21,848				73
歳出合計	806,188	3,186	803,002	0	0	3,113	73

## ( 2 ) 歳入

款 項 目	補正前の額	補正額	計
7 繰入金	114,025	3,186	110,839
1 一般会計繰入金	100,555	3,113	97,442
1 一般会計繰入金	100,555	3,113	97,442
2 基金繰入金	13,470	73	13,397
1 基金繰入金	13,470	73	13,397
歳入合計	806,188	3,186	803,002

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
3	職員給与費等繰入金	3,113	
1	財政調整基金繰入金	73	

## ( 3 ) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	44,428	3,113	41,315			3,113	
1 総務管理費	29,907	3,116	26,791			3,116	
1 一般管理費	29,455	3,116	26,339			3,116	
2 徴収費	4,437	11	4,448			11	
1 賦課徴収費	4,437	11	4,448			11	
4 対策事業費	9,920	8	9,912			8	
2 医療費適正化 対策事業費	7,894	8	7,886			8	
5 保健事業費	21,921	73	21,848				73
2 特定健康診査等 事業費	10,797	73	10,724				73
1 特定健康診査 等事業費	10,797	73	10,724				73
歳出合計	806,188	3,186	803,002	0	0	3,113	73

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
2	給料	1,071	一般職
3	職員手当等	1,610	扶養手当 60 住居手当 285 期末手当 203 勤勉手当 163 退職手当組合負担金 899
4	共済費	435	共済組合負担金
2	給料	72	会計年度任用職員
3	職員手当等	56	会計年度任用職員 時間外勤務手当 4 期末手当 10 退職手当組合負担金 70
4	共済費	5	会計年度任用職員 共済組合負担金
2	給料	264	会計年度任用職員
3	職員手当等	244	会計年度任用職員 時間外勤務手当 13 期末手当 40 退職手当組合負担金 297
4	共済費	28	会計年度任用職員 共済組合負担金
2	給料	29	会計年度任用職員
3	職員手当等	99	会計年度任用職員 時間外勤務手当 1 期末手当 7 退職手当組合負担金 107
4	共済費	3	会計年度任用職員 共済組合負担金

(4) 給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)		
補正前	長 等									
	議 員									
	その他の特別 職	12	100					100		100
	計	12	100					100		100
補正額	長 等									
	議 員									
	その他の特別 職									
	計									
補正後	長 等									
	議 員									
	その他の特別 職	12	100					100		100
	計	12	100					100		100

2. 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	3		11,035	7,816	18,851	3,597	22,448	
補正額			▲1,071	▲1,610	▲2,681	▲435	▲3,116	
補正後	3		9,964	6,206	16,170	3,162	19,332	

職員 手当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
		補正前	378	156	2,438	2,032	306	400		285
補正額	▲60		▲203	▲163				▲285		
補正後	318	156	2,235	1,869	306	400		0		
	区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	退職手当組合員負担金 (千円)	備 考				
補正前					1,821					
補正額					▲899					
補正後					922					

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	4	346	7,453	2,611	10,410	1,903	12,313	
補正額			365	▲399	▲34	▲36	▲70	
補正後	4	346	7,818	2,212	10,376	1,867	12,243	

職員 手当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
		補正前				788			550	117
補正額				57			18			
補正後				845			568	117		
	区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	退職手当組合員負担金 (千円)	備 考				
補正前					1,156					
補正額					▲474					
補正後					682					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	▲1,071	給与改定に伴う増減分	21	人事院勧告に伴う増額	給料表の改定
		昇給に伴う増減分			
		その他の増減分	▲1,092	人事異動等による減額	
職 員 手 当	▲1,610	制度改正に伴う増減分	404	人事院勧告に伴う増額	勤勉手当支給率引上げ
		その他の増減分	▲2,014	退職手当組合負担金の減に伴う減額	



議案第 11 号

令和 5 年度江差町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について

令和 5 年度江差町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1, 6 7 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 2 4 3, 7 9 9 千円とし、保険事業勘定と介護サービス事業勘定に区分する。

（保険事業勘定）

第 2 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1, 6 7 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1, 2 3 8, 5 4 7 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定」による。

令和 5 年 1 2 月 1 3 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和 5 年度江差町介護保険特別会計補正予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算に追加、減額をする必要が生じたことによる。



令和5年度 介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
総務費 ～ 地域支援事業費		職員人件費等(人事院 勧告等影響分)	▲ 2,223				▲ 2,223		
総務費 ～ 地域支援事業費		会計年度任用職員人件 費等	3,954				3,954		
総務費 ～ 地域支援事業費		退職手当組合負担金	▲ 2,295				▲ 2,295		
総務費	一般管理 費	令和5年度介護報酬改 定等に伴うシステム改 修	2,243				2,243		
計			1,679				1,679		

# 第1表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
7線 入金		220,843	1,679	222,522
	1一般会計繰入金	215,591	1,679	217,270
歳入合計		1,236,868	1,679	1,238,547

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1総務費		46,345	2,586	48,931
	1総務管理費	27,021	3,488	30,509
	3介護認定審査会費	15,121	902	14,219
4地域支援事業費		86,322	907	85,415
	1介護予防・生活支援サービス費	31,061	71	31,132
	2一般介護予防事業費	17,852	169	17,683
	3包括的支援事業・任意事業費	37,313	809	36,504
歳出合計		1,236,868	1,679	1,238,547

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括 保険事業勘定

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
7 繰入金	220,843	1,679	222,522
歳入合計	1,236,868	1,679	1,238,547

## (歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
総務費	46,345	2,586	48,931			2,586	
地域支援事業費	86,322	907	85,415			907	
歳出合計	1,236,868	1,679	1,238,547	0	0	1,679	0

## ( 2 ) 歳入 ( 保険事業勘定 )

款 項 目	補正前の額	補正額	計
7 繰入金	220,843	1,679	222,522
1 一般会計繰入金	215,591	1,679	217,270
2 地域支援事業繰入金 (介護予防 ・日常生活支援総合事業)	6,166	98	6,068
3 地域支援事業繰入金 (介護予防 ・日常生活支援総合事業以外の 地域支援事業)	4,866	2,172	7,038
5 その他一般会計繰入金	50,667	395	50,272
歳入合計	1,236,868	1,679	1,238,547

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
	1 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業)	98	
	1 地域支援事業繰入金 (介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業)	2,172	
	1 職員給与費等繰入金	343	
	2 事務費繰入金	738	

## ( 3 ) 歳出 ( 保険事業勘定 )

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 総務費	46,345	2,586	48,931			2,586	
1 総務管理費	27,021	3,488	30,509			3,488	
1 一般管理費	27,021	3,488	30,509			3,488	
3 介護認定審査会費	15,121	902	14,219			902	
1 介護認定審査会費	10,188	902	9,286			902	
4 地域支援事業費	86,322	907	85,415			907	
1 介護予防・生活支援サービス費	31,061	71	31,132			71	
2 介護予防ケアマネジメント事業費	10,061	71	10,132			71	

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
2	給料	1,843	一般職 会計年度任用職員 1,683 160
3	職員手当等	908	扶養手当 80 住居手当 300 通勤手当 34 期末手当 121 勤勉手当 106 寒冷地手当 204 退職手当組合負担金 403 会計年度任用職員 時間外勤務手当 8 期末手当 25 退職手当組合負担金 215
4	共済費	310	共済組合負担金 470 会計年度任用職員 共済組合負担金 160
12	委託料	2,243	令和5年度介護報酬改定等に伴うシステム改修
2	給料	196	一般職 会計年度任用職員 340 144
3	職員手当等	501	扶養手当 40 通勤手当 8 期末手当 120 勤勉手当 100 退職手当組合負担金 135 会計年度任用職員 時間外勤務手当 7 期末手当 20 退職手当組合負担金 125
4	共済費	205	共済組合負担金 56 会計年度任用職員 共済組合負担金 261
2	給料	63	会計年度任用職員
3	職員手当等	13	時間外勤務手当（会計年度） 3 期末手当（会計年度） 10

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
項							
目							
2 一般介護予防事業費	17,852	169	17,683				169
1 一般介護予防事業費	17,852	169	17,683				169
3 包括的支援事業・任意事業費	37,313	809	36,504				809
1 地域包括支援センター運営費	17,917	4,446	13,471				4,446
4 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費	2,429	54	2,483				54
5 任意事業費	8,598	27	8,571				27
7 生活支援体制整備事業費	6,777	3,610	10,387				3,610

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
4	共 済 費	5	会計年度任用職員 共済組合負担金
2	給 料	25	一般職
3	職 員 手 当 等	241	期末手当 22 勤勉手当 22 退職手当組合負担金 285
4	共 済 費	47	共済組合負担金
2	給 料	1,977	一般職
3	職 員 手 当 等	1,686	通勤手当 51 時間外勤務手当 300 管理職手当 370 期末手当 460 勤勉手当 378 退職手当組合負担金 829
4	共 済 費	783	共済組合負担金
2	給 料	45	会計年度任用職員
3	職 員 手 当 等	9	会計年度任用職員 時間外勤務手当 2 期末手当 7
2	給 料	114	会計年度任用職員
3	職 員 手 当 等	139	会計年度任用職員 時間外手当 6 期末手当 18 退職手当組合負担金 163
4	共 済 費	2	会計年度任用職員 共済組合負担金
2	給 料	2,784	会計年度任用職員
3	職 員 手 当 等	252	会計年度任用職員 通勤手当 24 時間外手当 139 期末手当 229 退職手当組合負担金 140
4	共 済 費	574	会計年度任用職員 共済組合負担金

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
歳出合計	1,236,868	1,679	1,238,547	0	0	1,679	0



## (4) 給与費明細書

## 1. 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)		
補正前	長 等									
	議 員									
	その他の特別 職	60	3,502						3,502	3,502
	計	60	3,502						3,502	3,502
補正額	長 等									
	議 員									
	その他の特別 職									
	計									
補正後	長 等									
	議 員									
	その他の特別 職	60	3,502						3,502	3,502
	計	60	3,502						3,502	3,502

## 2. 一般職

## (1) 総括

## ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	6		21,992	15,737	37,729	6,902	44,631	
補正額			▲609	▲3,056	▲3,665	▲210	▲3,875	
補正後	6		21,383	12,681	34,064	6,692	40,756	

職員 手当 の内 訳	区分	扶養手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
		補正前	360	419	4,673	3,894	370	1,657	123	300
補正額	▲120	▲204	▲437	▲350	▲370	300	77	▲300		
補正後	240	215	4,236	3,544	0	1,957	200	0		
内 訳	区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	退職手当組合負担金 (千円)	備 考				
	補正前				3,631					
	補正額				▲1,652					
	補正後				1,979					

## イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	8	2,100	16,293	4,941	23,334	3,836	27,170	
補正額			3,310	▲145	3,165	146	3,311	
補正後	8	2,100	19,603	4,796	26,499	3,982	30,481	

職員 手当 の内 訳	区分	扶養手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
		補正前			1,740			817	262	
補正額				309		165	24			
補正後				2,049		982	286			
内 訳	区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	退職手当組合負担金 (千円)	備 考				
	補正前				2,122					
	補正額				▲643					
	補正後				1,479					

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	▲609	給与改定に伴う増減分	1,708	人事院勧告に伴う増額	給料表の改定
		昇給に伴う増減分			
		その他の増減分	▲2,317	人事異動等による増額	
職 員 手 当	▲3,056	制度改正に伴う増減分			
		その他の増減分	▲3,056	人事異動等による増額	



議案第 12 号

令和 5 年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について

令和 5 年度江差町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、それぞれ 10,958 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 383,933 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分毎の金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 5 年 1 2 月 1 3 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

令和 5 年度江差町公共下水道事業特別会計予算の調整後に生じた事由に基づいて、既定の予算を追加、減額する必要が生じたことによる。



令和5年度 公共下水道事業特別会計補正予算構成表

(単位:千円)

科目		事業名	補正額	財源内訳					備考
款	目			国庫支出金	道支出金	地方債	その他特定財源	一般財源	
公共下水道費	一般管理費	職員人件費等(人事院勧告等影響分)	174				174		
公共下水道費	一般管理費	退職手当組合負担金	▲ 358				▲ 358		
公共下水道費	一般管理費	一般管理費	▲ 11,070	▲ 4,000		▲ 700	▲ 6,370		
公共下水道費	一般管理費	消費税還付に伴う一般会計繰出	1,966				1,966		
公共下水道費	公共下水道施設費	公共下水道施設費	▲ 1,670	▲ 610		▲ 600	▲ 460		
計			▲ 10,958	▲ 4,610		▲ 1,300	▲ 5,048		

# 第1表 歳入歳出予算補正

歳入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
3国庫支出金		75,800	4,610	71,190
	1国庫補助金	75,800	4,610	71,190
4繰入金		161,277	7,014	154,263
	1一般会計繰入金	161,277	7,014	154,263
5町債		95,800	1,300	94,500
	1町債	95,800	1,300	94,500
7諸収入		0	1,966	1,966
	1雑収入	0	1,966	1,966
歳入合計		394,891	10,958	383,933

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計
1公共下水道費		230,151	10,958	219,193
	1総務費	29,940	9,288	20,652
	3事業費	46,960	1,670	45,290
歳出合計		394,891	10,958	383,933

第2表 地方債補正

(変更)

単位：千円

起債の目的		限度額	起債の方法	利率	償還の方法
変更前	公共下水道整備	22,000	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後		21,400	同上	同上	同上
変更前	公営企業会計適用債(下水道事業法適用化)	6,600	証書借入	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の貸付条件による。ただし、財政上の都合により償還年限を短縮し、または低利に借り換えることができる。
変更後		5,900	同上	同上	同上



# 歳入歳出補正予算事項別明細書

(1) 総括

(歳入)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金	75,800	4,610	71,190
4 繰入金	161,277	7,014	154,263
5 町債	95,800	1,300	94,500
7 諸収入	0	1,966	1,966
歳入合計	394,891	10,958	383,933

## (歳出)

単位：千円

款	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1公共下水道費	230,151	10,958	219,193	4,610	1,300	5,048	
歳出合計	394,891	10,958	383,933	4,610	1,300	5,048	0

## ( 2 ) 歳入

款	補正前の額	補正額	計
項			
目			
3 国庫支出金	75,800	4,610	71,190
1 国庫補助金	75,800	4,610	71,190
1 公共下水道費補助金	75,800	4,610	71,190
4 繰入金	161,277	7,014	154,263
1 一般会計繰入金	161,277	7,014	154,263
1 一般会計繰入金	161,277	7,014	154,263
5 町債	95,800	1,300	94,500
1 町債	95,800	1,300	94,500
1 下水道事業債	66,200	600	65,600
4 公営企業会計適用債	6,600	700	5,900
7 諸収入	0	1,966	1,966
1 雑入	0	1,966	1,966
1 雑入	0	1,966	1,966
歳入合計	394,891	10,958	383,933

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
	1 公共下水道費補助金	4,610	社会資本整備総合交付金
	1 一般会計繰入金	7,014	
	1 下水道事業債	600	下水道事業債 公共下水道整備実施設計等委託分
	1 公営企業会計適用債	700	公営企業会計適用債
	1 消費税還付金	1,966	消費税還付金

## ( 3 ) 歳出

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正予算額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1 公共下水道費	230,151	10,958	219,193	4,610	1,300	5,048	
1 総務費	29,940	9,288	20,652	4,000	700	4,588	
1 一般管理費	29,940	9,288	20,652	4,000	700	4,588	
3 事業費	46,960	1,670	45,290	610	600	460	
1 公共下水道施設費	46,960	1,670	45,290	610	600	460	
歳出合計	394,891	10,958	383,933	4,610	1,300	5,048	0

単位：千円

節		金額	説明
区	分		
2	給料	97	一般職
3	職員手当等	296	期末手当 33 勤勉手当 29 退職手当組合負担金 358
4	共済費	15	共済組合負担金
12	委託料	8,700	下水道事業法適用化委託 700 下水道管路情報システム構築委託 8,000
26	公課費	2,370	消費税
27	繰出金	1,966	一般会計繰出金
12	委託料	1,670	公共下水道整備実施設計等委託

(4) 給与費明細書

1. 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合 計 (千円)
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)		
補正前	長 等									
	議 員									
	その他の特別 職									
	計									
補正額	長 等									
	議 員									
	その他の特別 職									
	計									
補正後	長 等									
	議 員									
	その他の特別 職									
	計									

2. 一般職

(1) 総括

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前	2		5,066	3,771	8,837	1,628	10,465	
補正額			97	▲296	▲199	15	▲184	
補正後	2		5,163	3,475	8,638	1,643	10,281	

職員 手当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
		補正前	279	113	1,138	949	306	150		
	補正額			33	29					
	補正後	279	113	1,171	978	306	150			
	区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	退職手当組合員負担金 (千円)	備 考				
	補正前				836					
	補正額				▲358					
	補正後				478					

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正前								
補正額								
補正後								

職員 手当 の 内 訳	区分	扶養手当 (千円)	寒冷地手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	管理職手当 (千円)	時間外手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	児童手当 (千円)
		補正前								
	補正額									
	補正後									
	区 分	宿直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	管理職員特別勤務手当 (千円)	退職手当組合員負担金 (千円)	備 考				
	補正前									
	補正額									
	補正後									

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	97	給与改定に伴う増減分	97	人事院勧告に伴う増額	給料表の改定(平均0.3%)
		昇給に伴う増減分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	▲296	制度改正に伴う増減分	62	人事院勧告に伴う増額	勤勉手当支給率0.10月引上げ
		その他の増減分	▲358	退職手当組合負担金の減	

(5) 地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末  
及び当該年度末における現在高の見込に関する調書

単位：千円

区分	前々年度末現在高	前年度末現在高 見込額	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額	
			当該年度中 起債見込額	当該年度中 償還見込額		
下水道事業債	1,024,136	975,780	43,500	86,872	932,408	
公営企業会計適用債	6,000	8,500	5,900		14,400	
合計	補正前の額	1,432,470	1,707,308	95,800	148,448	1,654,660
	補正額			▲ 1,300		▲ 1,300
	補正後の額	1,432,470	1,707,308	94,500	148,448	1,653,360

議案第 13 号

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定の締結について

次のとおり函館市との間において定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結したい。

令和5年12月13日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

函館市と江差町との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定について、函館市と新たに連携する取り組みを追加するため、江差町定住自立圏形成協定の議決に関する条例（平成25年条例第22号）第2条の規定により、議会の議決を経て、函館市と定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結するもの。

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書（案）

函館市（以下「甲」という。）と江差町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第1アの表を次のように改める。

ア 医療

広域救急医療体制の充実	取組の内容	圏域内における広域救急医療体制の充実を図るため、市立函館病院におけるドクターヘリの運航支援をはじめとした各種事業に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して、圏域内における広域救急医療体制充実のための各種事業において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、圏域内における広域救急医療体制充実のための各種事業に取り組む。
安定的な医療提供体制の確保	取組の内容	圏域内における安定的な医療提供体制を確保するため、救急救命士病院実習の実施をはじめとした各種事業に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して、圏域内における安定的な医療提供体制を確保するための各種事業において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、圏域内における安定的な医療提供体制を確保するための各種事業に取り組む。

別表第1イの表の次に次の1表を加える。

ウ 教育

文化・スポーツの振興	取組の内容	圏域内の文化・スポーツを振興するため、文化・スポーツ施設の相互利用をはじめとした各種事業に取り組む。
	甲の役割	乙と連携して、圏域内の文化・スポーツを振興するための各種事業において中心的な役割を担う。
	乙の役割	甲と連携して、圏域内の文化・スポーツを振興するための各種事業に取り組む。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

函館市東雲町4番13号  
甲 函館市

函館市長

檜山郡江差町字中歌町193番地1  
乙 江差町

江差町長



議案第 14 号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年江差町条例第 15 号）第 2 条の規定に基づき、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 令和 4 年度（繰越） 町道五厘沢山崎線道路改良工事                         |
| 2 工事場所   | 檜山郡江差町字五厘沢町地内                                      |
| 3 契約の方法  | 指名競争入札   |
| 4 契約の相手方 | 檜山郡江差町字伏木戸町 6 3 4 番地<br>株式会社 田畑建設<br>代表取締役 田 畑 昌 伸 |
| 5 契約の金額  | 変更前 48,290,000 円<br>変更後 52,316,000 円               |

令和 5 年 1 2 月 1 3 日提出

江差町長 照井 誉之介

提案理由

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決に付すべき契約が予定価格 50,000,000 円以上の工事の請負契約であるため。